

績・機械工場等における製造工程・設備・賃金等先進諸国の明治初期における基幹産業の実態が鮮明に刻明に描写記録されている。

生産技術史資料としても高く評価されているが、労働衛生学的にも貴重な資料も多いので整理して報告する。

岡谷蚕糸博物館所蔵資料にみる

製糸工女の医療費負担について

(第五報 中途退場工女と薬価負担)

清水 勝 嘉

製糸工女の多くは生産性の低い零細農家の余剰労働力であり、本質は口べらし的家計補助的な賃労働者であった。

しかも、当時の諏訪地方は気候の関係で冬季操業がなかったために、雇傭契約期間は一年以内であり、工場で就業にたえない疾病に罹患した工女は帰郷させられたのが普通であった。

ここでは△笠原組の明治四十四年九部および四十五年二部の製糸計算簿を資料に用い、薬価負担があり、春挽あるいは夏挽の途中で退場した二十七人の工女について述べる。

はじめに事例報告をあげ、最後に全体をまとめておく。

小松フサエの場合

この工女の薬価負担の詳細は

八月三十一日 五〇銭 山岡齒科医院立替

九月三十日 七十五銭 分院薬価払八月分

十二月十六日 七十七銭 分院薬価 九・十月分

十二月二十日 四円七十七銭 野村薬価

十二月二十日 四十四銭 野村薬価

で、合計七円二十三銭となった。この工女の内貸金は十一円八十一銭であったので、この薬価はその六十一・二%を占めた。夏挽途中に退場したが、精算賃銀は赤字にならなかった。

矢彦沢チカエの場合

この工女は一カ年の賃銀が四十三円四十八銭であり、夏挽終了直前に退場している。内貸金四十三円七十四銭のうち薬価は二円九十九銭であった。利息は一円八十銭あり、明治四十四年の精算で赤字二円六銭をだし、翌年へ付替となった。

明治四十五年の製糸計算簿をみると、六円四十六銭の薬価負担であったが、年間賃銀は二十八円八十四銭となり、前年の赤字は消えている。

気賀沢サキヨの場合

この工女の前借金は十五円であったが、本人が入場中に二十円を借りている。この額は当時としては多い方であった。八月三十一日付で呉服代二円三十五銭の借りもあった。この工女の特徴は九月と十月に牛乳を飲用していたことである。牛乳代は一円十五銭であった。夏挽の途中で退場したが、年間賃銀は五十四円六十七銭となり、赤字にはならなかった。

全体をまとめると、次のようになる。

一、中途退場工女総数は五十九人であり、そのうち二十七人は薬価負担があり、残りの三十二人は薬価負担はなかった。

二、薬価負担のあった中途退場工女は全本番工女数の五・二%に相当した。

三、中途退場工女二十七人の薬価負担額の平均値と標準偏差は二円七十七銭±一円七十七銭であった。

四、精算賃銀が赤字であった工女および赤字0の工女の場合、各一人あたりの薬価負担額の平均値と標準偏差を算出すると

赤字工女 二円五十二銭±一円五〇銭

赤字〇の工女 三円五十銭±二円〇三銭

であった。

五、中途退場工女の精算賃銀をみると、一般的に前借金の多寡と賃銀の獲得額に左右され、業負担額は大きな要因になつていない傾向を見出した。

(防衛医科大学校公衆衛生学)

大正期の諏訪地方における

製糸工場の労働環境について

清水 勝 嘉

資料は長野県岡谷市立岡谷蚕糸博物館に所蔵されている「大正十四年九月 工場ニ関スル懇談事項 上諏訪警察署」である。

本資料は全五十七ページの孔版印刷である。内容はいくつかにわかれてはいるが、最初は

- 一、工場保安施設ニ関スル件
- 二、工場寄宿舎ノ設備ニ関スル件
- 三、労働者募集取締令施行ニ関スル件
- 四、扶助及職工負傷疾病月報ノ提出ニ関スル件
- 五、職工就業時間休憩時間及休日ノ変更ニ関スル件
- 六、労資相談所設置ニ関スル件
- 七、衛生思想ノ涵養ニ関スル件
- 八、伝染病予防ニ関スル件